新島八重マスコットキャラクター「八重たん」使用規程

（趣旨）

第１条　この規程は、マスコットキャラクター「八重たん」（以下「マスコット」という。）　を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（申請）

第２条　マスコットを使用しようとする者は、あらかじめ「八重たん使用承認申請書」（様式第１号）（以下「申請書」という。）を福島県観光交流局観光交流課長（以下「観光交流課長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は申請を省略することができる。

　（１）福島県内の地方公共団体が使用するとき。

　（２）福島県内の学校等が教育の目的で使用するとき。

　（３）報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

　（４）個人が福島県の観光をＰＲする目的で使用するとき。

　（５）その他、観光交流課長が適当と認めたとき。

２　申請を省略する場合においても第３条各号に該当する場合は、マスコットを使用することは認めない。

（承認の範囲）

第３条　観光交流課長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のい　ずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

（１）福島県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

（２）福島県の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。

（３）マスコットを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのある　　　とき。

（４）法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。

（５）特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、　　　又は与えるおそれのあるとき。

（６）その他、観光交流課長が不適切と認めたとき。

（承認）

第４条　観光交流課長は、前条の承認をするときは、「八重たん使用（変更）承認通知書」（様式第２号）をもって通知する。

（使用料）

第５条　使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第６条　マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）承認された用途のみに使用し、観光交流課長の指示する使用条件に従うこと。

（２）定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。

（３）イメージを損なう展開又は、応用使用はしないこと。

（４）使用にあたってはキャラクター名を明示するとともに、原則として、マスコットに近接して「八重のふるさと　福島県」のロゴを標記すること。

（５）当該使用に係る物件の完成見本を速やかに観光交流課長に提出すること。ただし、　　　提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものと　　　する。

２　マスコットが掲載された商品（パッケージを含む）又は印刷物を発行した者は、県の　推奨を表すものでない旨をホームページ等に記載するものとする。

３　マスコットを使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

（承認内容の変更）

第７条　マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとする　ときは、あらかじめ「八重たん使用承認変更申請書」（様式第３号）を観光交流課長に　提出し、その承認を受けなければならない。

２　前項の承認は、「八重たん使用（変更）承認通知書」（様式第２号）をもって通知する。

３　変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

（承認の取り消し）

第８条　観光交流課長は、マスコットの使用がこの規程又は承認内容に反して使用された　ときは、当該承認を取り消すことができる。

２　前項の規定により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、当該承認　に係る物件の使用、配布、掲示及び販売等をしてはならない。

３　前２項の規定は、第２条により申請を省略した場合も同様とする。

（責任の制限）

第９条　前条の規定により、マスコットの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた　者に損害が生じても、福島県はその責めを負わない。

２　マスコットの使用承認を受けた者がマスコットの使用によって第三者に対して損害ま　たは損失を与えた場合でも、福島県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切　負わない。

（補則）

第10条　この規程に定めるもののほか、マスコットの使用に関して必要な事項は、観光　交流課長が別に定める。

附則

（施行期日）

　この規程は、平成２４年３月３０日から施行する。

附則

（施行期日）

　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

（様式第１号）

八重たん使用承認申請書

令和 年 月 日

福島県観光交流局観光交流課長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　下記のとおり、マスコットを使用したいので申請します。

記

１　使用対象物件

２　使用目的及び使用方法

３　使用期間（最長１年間とする）

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

４　使用数量

５　連絡先

メールアドレス

６　添付書類等

（１）申請者の概要

（２）企画書（レイアウト、原稿等）

（３）その他参考になるもの（商品見本等）

７　使用販売計画（商品に使用する場合にのみ記入してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 内　容 |
| 商品名 |  |
| 材料・種類 |  |
| サイズ |  |
| 製造場所 |  |
| 販売価格（税込価格） |  |
| 販売数量 |  |
| 販売地域及び箇所 |  |

（様式第２号）

観第　　　　号

令和　年 月 日

八重たん使用（変更）承認通知書

　様

福島県観光交流局観光交流課長

　令和　　年　　月　　日付けで申請のあったマスコット使用（変更）については、次の条件を付して承認します。

記

　１　承認番号

　　　　　観第　　　　号

　２　使用期間

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

　３　使用条件

（１）マスコットの使用に関しては、『新島八重マスコットキャラクター「八重たん」使用規程』の内容を遵守すること。

　（２）完成品を提出すること。

（様式第３号）

八重たん使用承認変更申請書

令和 年 月 日

福島県観光交流局観光交流課長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　令和　　年　　月　　日付け　　観第　　　号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 変更前 | 変更後 |
| 使用対象物件 |  |  |
| 使用目的及び使用方法 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |